

## 取組内容（活用事例）

利用者が大きく落ち込んでいる生活衛生業の需要を喚起し、利用促進を図ることを目的とした「プレミアム生活衛生クーポン」を販売。1セット額面5,000円（500円×10枚）のクーポン券を2,500円で販売。県下全域の理容、美容、クリーニング及び公衆浴場（銭湯）の店舗のうち、新型コロナウイルス感染拡大予防「ガイドライン実践店ステッカー」を掲示した店舗にて利用可能。

感染防止対策の徹底と県内飲食店の利用促進を図るキャンペーンを実施。第三者認証制度を取得した認証飲食店において次回以降の来店時に利用できるクーポンを配布し、認証飲食店を利用した方に県産品をプレゼント。

市内の取扱店舗等で利用可能なクーポン券を市内の全世帯に発行・配布し、市民の生活を支援し消費の後押しをすることにより、市内事業所の積極的な活用を促し、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の低迷緩和を図る。市内取扱店舗等においてキャッシュレス決済による支払をした方を対象にポイントを還元することにより、キャッシュレス手段を使った消費喚起を促し、市内事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化の推進、市内経済の循環、市内事業者の生産性向上を図る。

コロナ禍からの経済回復期において、原油、原材料価格高騰による影響を緩和するため、生活衛生事業者のうち、経費に占める燃料費の割合が高く、原油価格高騰の影響の大きい一般公衆浴場及びクリーニング所（取次店除く）に対し、支援金を支給し、その事業継続を支援。

（支給額）

- ・一般公衆浴場：1店舗につき10万円
- ・クリーニング所（取次店除く）：1店舗につき5万円

公衆浴場に対し、燃料費（重油・灯油・都市ガス・LPガス）及び電気代に対する補助を実施。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少が認められる町内の事業者の事業継続を支えることを目的として、事業全般に広く使える支援金を支給。

公衆浴場業、理容業、美容業、クリーニング業に対し、照明設備、冷暖房設備、洗濯機、乾燥機等の省エネ効果がある設備に対する一部補助を実施。

市内の旅館・ホテルの宿泊者に対し、市内の旅館・ホテルや飲食店・小売店等で利用できる観光応援券を交付。